

宮内庁書陵部所蔵九条家本『後嵯峨上皇春日御幸次第』

藤原重雄

【解題】

〔函号〕九一五〇八七。折本一帖。鎌倉時代写。『書陵部紀要』四五（一九九四年）「彙報」一六七頁に著録。マイクロフィルムからのスキャン画像を史料編纂所よりM.C.公開。京都御所東山御文庫収蔵『春日御幸次第』（勅封一三〇一五〇）はこの写しであろう。

建長元年（一二四九）十月二十一日の後嵯峨上皇・大宮院（藤原姞子）による春日社御幸の際の次第で、人名注記などが加えられ、記録としての意味を備える。『後嵯峨天皇実録』や『大日本史料』第五編之三十一に網文を立てるが、典拠は年代記のみで詳細は知られていない。

『百練抄』建長元年十月

廿一日、戊午、上皇・女院御幸春日社、先入御平等院、（藤原兼経）撰政結（藤原兼経）構御儲云々、

廿二日、己未、春日社御宮廻也、上皇御東帯云々、

『歴代皇紀』（前田育徳会尊経閣文庫所蔵『皇代曆』四同じ）同月

廿一日、上皇幸春日社、去十九日撰政参儲宇治、被設御破子云々、

また江戸時代には、春日若宮神主家中の臣祐定の日次記が残っていたようだが、現状では本文を確認できていない。

寛元四年（一二四六）正月、後嵯峨上皇は後深草天皇に譲位し、院政

を開始した。中宮姞子（西園寺実氏女、嘉禄元年（一二二五）生）も宝治二年（一二四八）六月に大宮院の院号を宣下された。この建長元年五月二十七日に、大宮院は後深草天皇・綜子内親王（宝治元年十月生）に次ぐ三人目として、皇子（のちの龜山天皇）を出産している。

後嵯峨上皇は、宝治二年二月に石清水・賀茂・北野社、翌月に日吉社、八月に稲荷・祇園社へと神社御幸を行い、閏十二月にも石清水参籠の後に賀茂・北野社に参詣するなど、とくに石清水・賀茂社へはこの後も頻繁に参籠している。春日社へは、譲位直前の寛元四年正月十七日に行幸して以来で、この次は、弘長元年（一二六一）九月に七大寺巡礼のため南都へ御幸した際に立ち寄った可能性もあるが、確実なのは文永四年（一二六七）十一月十五日に後深草上皇とともに参籠した折にまで降る。宝治二年十月には平等院へ御幸して宝物御覧も行っており、撰関家（撰政藤原兼経）との関係調整を踏まえ、大宮院の同行を前提として、建長元年十月の春日御幸は営まれたと思われる。院と后妃とが同時に春日社を参詣するのは、この時が初めてである。

内容は、おおよそ次のような流れである。参詣前日に南都へ御幸あり、法乘院（宝乘院、氷室神社南）を御所とする。夜には東大寺・興福寺の衆徒らにより延年が催される。当日朝には女院・院の順で乗車し、行列では院・女院の順で車を連ね、二鳥居（鳥居外に車舎がある）に至

る。院は車を降り徒歩で着到殿に入り、女院は乗車（鳥居で牛を外す）して着到殿に入る。院の御禊があり、その間に幣殿前に白妙幣を立て、直会殿（八講屋）の東に金銀幣の唐櫃を置く。院は徒歩で回廊南門より入って幣殿（東二間に仮板敷などを設ける）の御拝の座に着き、御拝がある。御幣は社司に給わり、社司が祝詞を申し、返祝詞の後、禄を賜う。御馬を前庭で曳き回し、社司・興福寺僧への勸賞がある。次いで若宮へ参るが、御所は経所（拜殿北側）で、その後に着到殿へ戻る。さらに女院も着到殿で御禊し、使の院司が御幣を従え南門より庭中の座に着き、社司に祝詞を申させ、返祝詞の後、禄を賜う。次いで使は幣殿の座に着いて、神楽（韓神・其駒）を奏させ、禄を賜う。使は着到殿へ戻り、御願平安に遂げた由を院司に女院へ報告させる。女院からは興福寺へ御誦経がある。院・女院は法乘院へ還御し、参仕の人々は退出する。公卿以下はすぐに浄衣に改めて帰参し、院も浄衣を召して、輿に乗って宮廻りを行い、次いで東大寺へ参り、中門前で手向山八幡を遥拝、大仏殿で御誦経、西門内から佐保陵（聖武天皇陵）を遥拝し、興福寺でも御誦経、南円堂に参って法乘院へ還御し、両寺衆徒による延年があった。翌日に帰京するが、早朝に女院が密儀として輿にて宮廻りを行い（大宮では楼門壇上に、若宮では拜殿（拜屋）に輿を居える）、東大寺・興福寺にも参詣している。

本次第に先例として引かれている院・女院の春日御幸を年代順に並べると以下の通り。*を付した年次は、詳しい記事を『大日本史料』第四編に収め、直接対応する記述も確認できる。

正治二年（一一〇〇）三月二十一日、後鳥羽上皇御幸
建仁三年（一一〇三）十一月二十七日、後鳥羽上皇御幸*『明月記』
承元四年（一一二〇）三月五日、修明門院御幸*『玉篋』
建保四年（一一二六）閏六月十三日、修明門院御幸

建保六年（一一二八）四月二十三日、修明門院御幸

寛治七年（一一〇九）三月の白河上皇御幸の後、院の春日御幸はしばらく行われず、この間に社頭の様子も変わっている。後鳥羽上皇の御幸はこれ以外にもあるが、あまり詳しい様子が分からない。正治度には、後鳥羽院が東大寺大仏殿にて重源を召して御剣を施したというが、他見の史料については確認していない。

本史料そのものは、建長度の書写にかかる可能性もあるが、転写本としての様態を示し、以降の御幸に際して先例を確認するために写されたものようである。文永三年（一一六六）正月二十九日、大宮院は息子である後深草上皇とともに春日社へ御幸し、弘安元年（一一七八）十月二十一日にも、同じく息子である龜山上皇と御幸している。次いで弘安六年十二月七日には、大宮院と龜山上皇およびその女御の新陽明門院の御幸がある。正応元年（一一八八）四月二十日には、建長度と同じ院と后妃の組み合わせになる後深草上皇と東二条院の御幸があり、嘉元三年（一一三〇）正月十六日の龜山法皇と昭訓門院、正和三年（一一三四）二月十九日の伏見法皇と永福門院の御幸が続く。いずれも九条家が氏長者ではなく、単純な絞り込み込みは難しいよう、筆跡などを含めた史料群全体からの位置づけが必要となる。建長二年後嵯峨院『高野詣次第』『九三四』（『圖書寮叢刊 諸寺縁起集』に翻刻）も参照。

個人的な関心として、着到殿の柱間数関しても参考になる（藤原「春日大社着到殿の規模変遷―春日宮曼荼羅の景観年代に關して―」『画像史料解析センター通信』七二、二〇一六年）。保延七年（一一四一）に母屋六間+庇の全七間の指図があり、『春日祭旧例』に載せる弘安三・六年（一一八〇・八三）の指図では母屋五間+東庇となり、永仁元年（一一九三）には全七間となっている。『春日祭旧例』の時期に規模が縮小していたとの理解に立つと、この建長元年には「七箇間」で、間数が

減っていた期間が十三世紀後半に狹まる。一方でやはり『春日祭旧例』指図の正確性にも留保を要する。

翻刻では現在通行の文字を用い、原本の行取りとした。折目の行末には」を付した。

【翻 刻】

〔後補表紙外題〕
「春日御幸次第」

〔原表紙外題〕
「春日御幸次第」

〔白紙〕

春日御幸次第

前三箇日御精進、門々立札、

前日、〔後嵯峨〕天宮院藤原姞子
上皇并女院臨幸

法乘院、以寢殿為兩方御所、

公卿座如例、以卯西廊為殿上

人座并上北面輩候所、以北

対為女院御方女房局、

東小御所為上皇御方女〔房〕

候所、

入夜東大・興福両寺衆徒參

集、有延年事、御隨身・北面

下臈奉仕立明、

〔實茂〕
在盛朝臣
当日、令陰陽師勘兩御方。

〔藤原〕
忠方
日時、非參議別當覽日時〔尊〕

於公卿院司之後、奏下如例、中於

門辺、下給
主典代

早日供御浴、

兩方供奉人等參集、

先立女院御車、有中引於南庭
如常、於南庭

階間兼儲御車寄具、御屏風
二帖・御

几帳二本、自序渡之、打板本所
儲之、藏人引懸高麗疊

此間令寄出車於北対西妻、

殿上人寄之、又堪事之仁刷出

衣、各駕畢、遣立西門外、西上
南面

刻限女院出御寢殿、

次反閉、兼立障
御屏風

陰陽師昇南階參簾中奉

仕訖、帰出之時、於中門辺給祿、

大樹、主典代
取之

次公卿列立南庭、北上
東面

次寄御車、四位別當二人付轡
序官八人從其後、於

南面中央階間、

〔藤原忠家〕〔藤原公祖〕
右府・冷泉大納言

其人參進奉仕御車寄役、

次乘御訖、引立御車於南庭

東南、西面立
御櫛

次立上皇御車於南庭、

御屏風・御几帳等撤之、打板如元、

次上皇出御寢殿、御束帶、

次反閉、

其儀同前、

次公卿列立、兩御方供奉人混立之間、不可改本列

次寄御車、四位別当・庁官等付之

(藤原兼平)
左府
公卿別当褰御簾、

院司近衛將候御劍、

(藤原御體)
皇后宮權大夫
或公卿候之、

路頭行列、

其路、出御西門西行、至興福寺

東大路南行、至一鳥居内東行、

先前掃二人、冠・退紅・襷褌等如常、

次白妙御幣持二人、烏帽子、退紅、

次金銀幣辛櫃一合、

次襖櫃一荷、

次神馬、一疋、轡御厩舍人二人、着褐冠引之、

次小使庁官二人、束帶、騎馬、相並、

次女院御方前掃、

次白妙御幣、

次金銀幣辛櫃、

次襖櫃、

次小使庁官、

次殿上人、六位・五位・四位、

次上達部、

已上、下臈為先

次居餉舍人、

次御隨身、番長・府生、將曹、

次御車、檳榔庇、

御車副八人、

御牛童持御榻、在御車小轅右方、

仕丁持御雨皮、在同左、

庁官二人持御笏筥・御杵置柳筥、以紙捻

置之、等、同在左右、持御笏之、庁官在左、

次近衛六人、

冷泉大納言
次公卿別当、

(權亮・中原範景)
次檢非違使、

次召次廿人、

次女院御車、網代庇、後方有出衣

御車副八人、

御牛童持御榻、

仕丁持御雨皮、

(顯朝)
次後騎、

(源)
次檢非違使、

次召次、

次出車、網代三兩、女房各四人乘之、

共侍各二人、衣冠、

次北面下臈、五位・六位、

上皇御車到西鳥居下、留立稅駕、

次四位別当立御榻、

使開鞦韆、

次其人獻御香、

(通行)
土御門宰相中將

四位別當獻之、公卿又有例、

左府
其人候御裾、

本役人候御劍、

先是公卿・殿上人列居鳥居内、

公卿北、殿上人南、御歩之間、侍臣前行、公卿

扈從、御隨身獻御前歎、

入御着到殿、

令昇自南階御、本役人給御香、

其人褰御簾、

社頭東行、院司兼奉仕御裝束、

其儀、七箇間敷滿板敷、東南

西三面敷簀子、西面南一間南面

構高欄、中央間有昇階、北

面六ヶ間構飯庇、四面懸巨

翠簾、母屋南面、以東四箇間

卷上御簾、以東二箇間為

上皇御方、敷縹緗・高麗疊・茵

等為御座、以西二ヶ間為女院

御方、件東北西三方立廻五尺

屏風、其内敷大文高麗・縹緗

疊等、供東京錦茵為御座、

御座南边立三尺織物御几帳、

同南庇二箇間出几帳帷、以

南庇西第一二間為公卿座、々上

同出几帳帷件座、次北四ヶ間

為女房候所、次東庇為御禊

御座、次北庇為女官候所、

前庭東南西三方引纈纈

幔、東西開、

女院御車着御着到殿、

於鳥居外稅駕引入之、庁官

從其役、四位院司相副之、

先是、女房内々可參會、寄車

於西面北一間、

此間公卿列居南庭、北東面、殿上人

列西幔外、東北面、

次寄御車於中央階間、

予儲御車寄具、御屏風・御几帳、

自庁渡之、打板等儲之、可奉仕御車寄役之

人立列之時、離列自西面沓脫

昇堂上、從其役、

出車三兩遣三鳥居内南腋、

(開六月十三日、修明門院御幸)
建保四年如此、或又下車、

次奉仕上皇御禊御裝束、或兼奉

其儀、東庇南第一間敷小筵

二枚、其上供半帖、良向、庁御座

後立五尺御屏風一帖、東庭敷

葉薦、其上安金銀幣辛櫃、

東西行、或開蓋取出御幣置之、其北巽乾妻立

白木案、倚白妙御幣六棒、

当其坤立八足、其前敷軾

為陰陽師座、

於簾中供御手水、近習公卿、或四位陪膳、

(二年三月二十一日、後鳥羽上皇)
正治出御以後供之、陪膳内藏頭仲經(藤原)

朝臣、役送長兼、(藤原)但内府供之、(源通親)

次着御々祿御座、

次献御沓、或被略之

次供御贖物、

陪膳四位别当、役送五位判官代、

自東北參進供之、

冷泉大納言
或公卿為陪膳、四位・五位各一人或四位二人

(藤原)
勤役送、為氏朝臣、高雅

此間陰陽師着座、

四位别当六人、不足之時、五位加之入自

東幔門取白妙幣列立、非院司又有例、各指笏、良向、乾上、

引立神馬、(案)

御隨身二人引立、入自東幔門、久則、兼躬

立幣案北、良向、

御祓始之間、宁官沃清酒、

御禊訖陪膳人下庭上、取大麻

献之、公卿為陪膳之時、役送上首

降庭上取之、授公卿、

次撤御贖物、

次陽師退入、陰

返給御笏、

引出神馬、

御厩舍人・居飼請取之、引立

南門東辺、

宁官取御幣等、出東幔門

入自南門、

次幣殿前庭上案倚白妙幣、

率川幣兼金銀御幣辛櫃安(交)

直会殿東砌、宁官兼夾儲之、

此間上皇出御自階間、

褰御簾・候御裾・献御沓・候

御劍之役人等同前、

御歩之間、殿上人前行、公卿扈從、

藏人持御笏筥、御隨身献御

前、於南門外、可止之、

入御自南門着御幣殿、本役人、給御沓、

兼奉仕御装束、社頭奉行、院司監臨、其

儀、五箇間敷板敷、四懸御面、簾、

敷滿弘筵、東第二間母屋同

打簾臺、懸御簾垂之、(麗)座也、隔公卿

其内敷大文高礼疊二枚為

御座、東西其前敷小莖半

帖等為御扨御座、北面二箇

間卷御簾、或臨期母屋第三間

以西三箇間、通南東行北

折、南北行敷小文高麗了、

(空行アリ)

壹為公卿座、西北二面御簾卷

之、南庇敷紫端壹為殿上人座、

公卿座
後也、

先例或御座面許懸廻御簾、

次着御々拜御座、

次献御笏、自元令持御者、
不可有此儀、

四位别当入笏持参献之、持帛空

筥、

今度不可有此儀、

此間院司五人本役、進案下取白

妙御幣立、

正治如此、建仁不然、

(三年十一月二十七日後鳥羽上皇)

引立神馬、北向、御隨身
二人引之、

(藤原)

次四位院司取金銀御幣、於幣殿

西北両辺授公卿别当、

(藤原定實)
華山院大納言

々々取之昇

自北面献之、

次御拜、兩段
再拜、

御拜訖公卿别当返給御幣、給

社司、

(藤原泰通)

正治高倉大納言居幣殿召社司

於砌下給之、建仁右大将返給

(源通親)

院司、本役人有家朝臣
退出之間、給光親、院司給社司、

不可有此儀、此間院司置白妙幣退入、(藤原)

神主申祝、返祝之後、給禄、大樹一領、
主典代取之、

次廻御馬、八度、御隨身引之、
廻瑞垣也、

此間被仰社司・寺官等勸賞事、

職事承勅仰上卿、兼着公卿座、上卿召

弁仰之、弁於直会殿東砌辺

召社司仰之、叙一階之、
由仰也、社司拜訖

退入、次興福寺正権别当参同辺、

承賞退出、

次返給御笏、本役人持
参筥、如初、

次令参若宮御、本役人候御裾、
御隨身又献御香、

以経所為御所、兼鋪設、

次還御着到殿、

次女院於着到殿有御禊、

先奉仕件御装束、其儀、東庇

中央間、(四月二十三日修明門院
建保六年如此、同、
四年為南第一間、)供御拜

御座、半帖・小筵如常、
藏人奉仕之、良向、

立廻御屏風、東方立三尺御几

帳、東南二面出几帳帷、東庭

敷葉薦、巽乾妻立白木案

倚立金銀各八本、申十六、
時、有金銅木尻、地・白妙

御幣、金銀在巽、
白妙在乾、其坤立八足、其

前敷陰陽師座、当其坤頗南

退敷使院司公卿座、円座、

此間供御手水、兼藏人令儲之、
内々献女房、

次出御々禊御座、

次出御々禊御座、

次供御贖物、(倍) 倍膳四位別當、
役送五位判官代、

建保四年、自南方供之、同六年

自東北供之、

又建保四年、非院司光俊勤(藤原)

役送、

次陰陽師着座、

(藤原公基) 万里小路大納言、
進自南方

次使院司着座、着之、

就簾下獻之、

次撤御贖物、

次陰陽師退入、

次庁官撤八足・軾等、

次使進案下搯笏、取金銀幣立

計御拜程如元立之、退出、出自東
帳門

次小使庁官等取幣退出、自東帳

門、

次使相具御幣參社頭、先是、撤幣
殿御裝束、

先前掃、

次白妙幣、

次金銀幣、

已上、庁官持之、

次使院司、

入南門、使着庭中座、社家敷小文
高礼疊

雨儀之時、敷舞殿内、

次藏人取金銀幣授使、々取之

給神主、々々(取)給之參宝前申祝、

建保四年使(公孫) 藤大納言不取幣、藏人

直可授神主之由下知、仍藏人

參宝前授神主、承元使(四年三月五日、修明門院) 藤原道家
左大將

取之(藏人、
伝之)給神主、

先是、立案於瑞垣前、倚立白妙

幣、申在南、率川
幣兼付社司、

神主申祝、返祝之後給祿、大楨
主典

代取

次使着幣殿座、北面、

次令敷御神樂座、

其儀、庭中本来未相分四行

敷之、東西相
對、北上、末方座下敷人長

座、已上掃部
寮敷之、主殿寮燃庭燎、内

藏寮居衡重、

陪從近衛召人(各六)着座、人長同着、

承久・建保共被用社家和琴、(元力)

上日衆(着衣
冠)役之、授所作陪從

云々、(藤原)

次一獻、(高幣) 為繼朝臣、邦經朝臣
本末兩座四位殿上人勸之、瓶子
女院侍衆、人長座庁官勸之

次二獻、四位不足之時、五位勸之、
瓶子已下同上

次三獻、(牙)
之、或略

次人長起召材男、次第如常、

韓神訖、又有勸盃、

五位侍臣二人勸之、瓶子并人

長座役人如初、

其駒訖、人長婦出之時、賜脇差、絹正

一疋、片官取之

神宴畢、給陪從・召人等祿、

陪從料殿上人取之、召人料庁官

取之、已上疋、絹一疋

次使經本路婦參着到殿、着

公卿座、召奉行院司啓御願平

安遂訖之由、院司就南面簾下

啓之、

次女院御方有興福寺御誦經事、

四位院司為使、御誦經物麻布・御

誦經文別當兼付寺家御導

師、仰寺家請定之、表白訖給

祿、大褂、院司取之

次上皇先還御、次寄女院御車、

還御宝乘院、人々退出、

即時公卿以下改着淨衣婦參、

次改召御淨衣御參社、被用、御輿御

宮廻、大宮、若宮無御奉幣之儀

次御幸東大寺、入御自南門、於

中門前有八幡御進拜、正治寺家、儲御手水

立床敷壹一枚為御座、

次御參大仏殿、

堂中正面敷御座、其以西敷公

卿座、前庭立幄、積御誦經

物、御誦經文別當公卿加署、或四位院司加之、兼付寺家

御誦經導師寺家別當、表白訖給祿、

參議取之、大褂一領、藏人伝之

正治召重源和尚被奉施御劍、

次御巡礼、

次於西門内、有佐保陵御拜、

寺家儲御座、御拜之時令向乾御、

次御幸興福寺、入御自東門、

正面間戸外立屏風、供御座、々々

左右敷高麗壹為公卿座、壇上

敷筵道、前庭立幄、積御誦經

物、御誦經文事、同東大寺

御導師寺家別當、啓白訖給祿、

其儀同東大寺、定觀

次御參南円堂、無御誦經

次還御法乘院、

両寺衆徒參集、延年之儀

如昨日、

翌日還御、其儀如臨幸之時、

廿三日之間、臨朝可有御拜、今日扨曉、女院以密儀有御宮

廻事、被用、御輿、公卿・侍臣淨衣、騎馬

前行、上北面并侍淨衣、又騎馬

在御後、或侍少々走、御輿前、先御參大

宮、奉昇居御輿於御前樓

門壇上、非疎遠之公卿、侍臣候之、次御參若宮、

奉昇居御輿於拜殿、

若為夜内者、自二鳥居内□殿

上人乘松明前行、

次参東大・興福兩寺、

(以下白紙)

┌